

最高裁判所 No. 12-873

LEXMARK INT'L INC v. STATIC CONTROL COMPS INC

2014年3月25日判決

1. 事件の概要

LEXMARK INTERNATIONAL INC. (以後 LEXMARK 社) は、STATIC CONTROL COMPONENTS INC. (以後 STATIC 社) に対して、デジタルミレニアム著作権法違反および著作権侵害で訴えを提起した。一方、STATIC 社は、反訴を提起して、LEXMARK 社の「STATIC 社の製品を使用してカートリッジを再調整(再充填)することは不法行為である」との宣伝はランハム法43条(a)の虚偽表示規定に違反するとして反訴を提起した。最高裁は更に新たに基準を付加して STATIC 社の主張を容認した。

2. 背景

LEXMARK 社は、レーザープリンターのメーカーであり、トナーカートリッジの製造販売も行っている。LEXMARK 社は自社のトナーカートリッジに IC チップを入れ、使用済みのカートリッジが他社によって再調整(再充填)されることを防止している。更に、LEXMARK 社は、「Prebate」プログラムと称して、使用済みのトナーカートリッジを他の再生業者に回すことなく LEXMARK 社に返送する契約をするとカートリッジを割引するというプログラムを創設していた。

STATIC 社自体は、レーザートナーの再生を行っていないが、再生用のパーツおよび付属品の製造販売を主導する立場にあり、対象製品の中には LEXMARK 社のカートリッジも含まれていた。ただし、STATIC 社と LEXMARK 社とは、直接的な関連はなかった。

3. 経緯と争点

LEXMARK 社は、デジタルミレニアム著作権法(連邦法)違反および著作権侵害を理由に STATIC 社を提訴した。これに対して STATIC 社は、LEXMARK 社がレーザートナーの再生業者に対して通知した「再充填した Prebate カートリッジを販売することは不法行為である。特に STATIC 社製のチップを使用して Prebate カートリッジを再生することは違法である」との主張は、ランハム法第43条(a)に基づく「虚偽広告」の規定に違反すると反論を展開した。

4. 第一審裁判所の判断

第一審では、連邦アンチトラスト法の慎重な(制約的)原告適格(prudential standing)の基準の欠如を理由に LEXMARK 社の主張を認めて、ランハム法に基づく主張については STATIC 社に原告適格

が認められないと判断した。

5. 控訴審裁判所の判断

控訴審では、第一審におけるランハム法に基づく原告適格の主張の却下処分を破棄し、「合意的利益 (reasonable interest)」アプローチを採用し、ランハム法に基づく主張を容認して STATIC 社に有利な判断を下した。

6. 最高裁の判断

最高裁は、控訴審判決を支持しながらも、新たに「利益範囲内」および「近因性」アプローチを採用し、本件は、ランハム法に基づく虚偽広告の主張の原告適格について「利益範囲内」および「近因性」の2段階テストを充足していると判断して STATIC 社の反論を容認した。

また、控訴審で採用された「合意的利益 (reasonable interest) アプローチによって判断する場合には、利益を害される虞があると信じるだけの合理的な根拠を証明しなければならないと判示した。

STATIC 社の被害は、STATIC 社の IC チップが不法品であるという LEXMARK 社の一方的宣伝により直接もたらされており、損害はこの記載を信じた需要者から直接に受けている。

第一審の「慎重な (制約的) 原告適格 (prudential standing)」を判断要素とすることは誤った方向に導く虞があると判断している。

また、「合意的利益 (reasonable interest)」についても、きわめて漠然としており、一貫性のない適用になる虞があると判断している。

7. 訳者コメント

この判決は、ランハム法第 43 条 (a) に基づく虚偽表示の原告適格を「直接競業関係にある者」から大幅に緩和し、更に「慎重な (制約的) 原告適格 (prudential standing)」および「合意的利益 (reasonable interest)」も排除した点に意義がある。その適用についての明確な指針が示された点で一步前進と考えられるが、今後の多種多様な事件における裁判所の実際の判断および運用がどのようになるか注目されることになる。

(判決文 URL) http://www.supremecourt.gov/opinions/13pdf/12-873_3dq3.pdf